

令和8年度任意継続掛金について

1. 任意継続掛金の計算方法

1か月あたりの掛金額は下記のとおり、【任意継続掛金の標準となる額】に掛金率を乗じることによって算定します。（円未満の端数切り捨て）

- ① **短期掛金**…【任意継続掛金の標準となる額】×掛金率（令和8年度：93.2/1000）
- ② **子ども・子育て支援掛金**…【任意継続掛金の標準となる額】×掛金率（令和8年度：2.3/1000）
→令和8年4月より、医療保険の被保険者は納付が必要になります。詳細は、令和8年1月8日付けの通知文、または当支部ホームページの「お知らせ」をご覧ください。
- ③ **介護掛金**…【任意継続掛金の標準となる額】×掛金率（令和8年度：15.76/1000）

◇【任意継続掛金の標準となる額】については、次のAまたはBのうち、いずれか低い方の額になります。

A：**退職時の標準報酬月額**…退職月の短期掛金の算出の基礎となった標準報酬月額

B：**平均標準報酬月額**…令和8年度：410,000円（【任意継続掛金の標準となる額】上限額）

※上限額（410,000円）で1か月あたりの掛金額を計算すると、短期掛金38,212円、子ども・子育て支援掛金943円、介護掛金6,461円、計45,616円になります。毎月払いでお支払いいただいた場合、年額547,392円となり、左記金額が令和8年度の掛金上限額です。

40歳以上65歳未満の組合員は、①短期掛金、②子ども・子育て支援掛金、③介護掛金の納付が必要です。上記年齢以外の組合員は①短期掛金、②子ども・子育て支援掛金のみ納付が必要です。

※事前申出を行ってから退職時まで標準報酬月額が改定される等、申出後に退職時の標準報酬月額が改定された場合、任意継続掛金の追徴・戻入が発生することがあります。

2. 払込み方法

前納払いもしくは、毎月払いのいずれかを選択することができます。前納払いは年一括払いもしくは、半年払い（年度末退職者のみ）を選択することができ、掛金額に割引を適用します。なお、毎月払いは割引が適用されません。

いずれも掛金は年度ごとの払込みとなります。

(例) 退職月の標準報酬月額が500,000円で、40歳以上65歳未満の組合員が事前申出した場合の令和8年度掛金額（年額）

毎月払い 短期 458,544円 子ども 11,316円 介護 77,532円 計 547,392円

年一括払い 短期 448,934円 子ども 11,079円 介護 75,907円 計 535,920円 割引額…11,472円

半年払い 短期 453,336円 子ども 11,188円 介護 76,652円 計 541,176円 割引額…6,216円

※半年払いの割引額は年一括払いと比較すると、概ね半額程度になります。

具体的な掛金額は、「令和8年度任意継続掛金早見表」をご覧ください。

3. 支払い方法

申出後、ご自宅に送付する振込依頼書にてお支払いください。

なお、年度末退職者（令和8年3月31日付け退職者）で払込み方法が毎月払いの場合のみ、口座引落しでの支払いも可能です。

(1) 振込依頼書

申出後、ご自宅に振込依頼書を送付しますので、記載されている払込み期限までに銀行窓口等でお支払いください。

また、毎月払いの場合は該当月分の掛金を前月末日までにお支払いいただく必要があります。例えば、5月分掛金の払込み期限は4月30日になります。

(2) 口座引落し（年度末退職者で毎月払いの場合のみ選択可）

りそな銀行の組合員本人名義の口座から、毎月25日（土日祝日の場合は翌営業日）に次月分の掛金を引き落とします。（りそな銀行以外の口座からの引落しはできません。）

ただし、口座振替の手続きに時間を要するため、1年目は7月分掛金（6月25日引落し）より口座引落しを行います。4～6月分掛金は振込依頼書でお支払いください。

申出後、ご自宅に「預金口座振替依頼書」と4～6月分掛金の振込依頼書を送付しますので、期日までに「預金口座振替依頼書」の提出及び掛金をお支払いください。